

研究活動における不正行為への対応等に
関するガイドライン

平成27年4月
国立大学法人山口大学

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

はじめに

(本ガイドラインの目的と策定の背景)

科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒瀆するものであって、許すことのできないものです。このような科学に対する背信行為は、研究者の存在意義を自ら否定することを意味し、科学コミュニティとしての信頼を失わせるものです。

科学研究の実施は社会からの信頼と付託の上に成り立っており、もし、こうした信頼や付託が薄れたり失われたりすれば、科学研究そのものがよって立つ基盤が崩れることになることを、研究に携わる者は皆自覚する必要があります。

また、今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、研究者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、研究者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきています。

本ガイドラインは研究活動における不正行為への対応は、研究者自らの規律や研究機関、科学コミュニティの自律に基づく自浄作用によるべきものであり、これまで個々の研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、山口大学が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図ることを基本的な方針としています。

なお、本ガイドラインにおいて使用する主な略称は以下のとおりです。

国立大学法人山口大学研究規範委員会・・・・・・・・・・委員会
国立大学法人山口大学研究規範委員会委員長・・・・・・・・委員長
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会・・・・・・・・調査部会
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会予備調査会・・・・予備調査会
国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会調査会・・・・調査会

研究活動における不正行為への対応

1 対象とする研究活動及び不正行為等

このガイドラインで対象とする研究活動，研究者及び不正行為は，以下のとおりとします。

1-1 対象とする研究活動

このガイドラインで対象とする研究活動は，競争的資金等，運営費交付金等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動とします。

1-2 対象とする研究者

このガイドラインで対象とする研究者は，山口大学に所属し研究に携わる教職員，学生及び山口大学の施設や設備の利用者とします。

1-3 対象とする不正行為

このガイドラインで対象となる不正行為は，故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる，投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造，改ざん及び盗用，並びに二重投稿や不適切なオーサiershipなどの研究規範に反する行為，科学コミュニティにおいて学協会の倫理規定や行動規範及び学術誌の投稿規定等の違反とします。

① 捏造

存在しないデータ，研究結果等を作成すること。

② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用

他の研究者のアイデア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2 不正行為の申立の受付等

2-1 申立の受付体制

- ① 不正行為に関する申立（山口大学の職員による申立のみならず、外部の者によるものを含みます。以下同じ。）を受け付け、又は申立の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」といいます。）を設置します。
- ② 受付窓口は学術研究部研究推進課とし、連絡先、受付の方法などホームページにて周知します。
- ③ 申立の受付や調査・事実確認（以下「調査」といいます。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らいます。
- ④ 申立の受付から調査に至るまでの体制についての責任者は学術研究を担当する副学長とし、必要な組織を構築して企画・整備・運営を行います。

2-2 申立の取扱い

- ① 申立は受付窓口で書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じてすることができます。
- ② 原則として、申立は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けます。
- ③ ②にかかわらず、匿名による申立があった場合、申立の内容に応じ、顕名の申立があった場合に準じた取扱いをすることができます。
- ④ 山口大学が調査を行うべき機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究機関等に当該申立を回付します。また、申立があった研究機関等に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該申立について通知します。
- ⑤ 書面による申立など、受付窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立がなされた場合は、申立者（匿名の申立者を除きます。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱います。以下同じ。）に、申立を受け付けたことを通知します。
- ⑥ 申立の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、申立に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立の意思があるか否かを確認します。
- ⑦ 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという申立・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、不正行為の疑いがある調査対象の研究者（以下「対象研究者」という。）に警告を行うものとします。ただし、対象研究者が他機関所属のときは、対象研究者の所属する研究機関に事案を回付します。

2-3 申立者・対象研究者の取扱い

- ① 申立を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを受付窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、申立内容や申立者（「2-2 申立の取扱い⑥及び⑦」における相談者を含みます。）の秘密を守るため適切な方法を講じるものとします。
- ② 受付窓口に寄せられた申立の申立者、対象研究者、申立内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、申立者及び対象研究者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底します。
- ③ 調査事案が漏えいした場合は、申立者及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することとします。ただし、申立者又は対象研究者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とします。
- ④ 悪意（対象研究者を陥れるため、又は対象研究者が行う研究を妨害するためなど、専ら対象研究者に何らかの損害を与えることや、対象研究者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいいます。以下同じ。）に基づく申立を防止するため、申立は原則として顕名によるもののみ受け付けます。また申立には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であり、申立者に調査に協力を求める場合があります。調査の結果、申立が悪意に基づく申立であることが判明した場合、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ます。
- ⑤ 悪意に基づく申立であることが判明しない限り、単に申立したことを理由に、申立者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いはしません。
- ⑥ 相当な理由なしに、単に申立がなされたことのみをもって、対象研究者の研究活動を部分的若しくは全面的な禁止又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いはしません。

2-4 申立の受付によらないものの取扱い

- ① 「2-2 申立の取扱い⑥」による申立の意思を明示しない相談について、申立の意思表示がなされない場合にも、山口大学の判断でその事案の調査を開始することができることとします。
- ② 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、申立があった場合に準じた取扱いとします。
- ③ 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り）ことを確認した場合、申立があった場合に準じた取扱いとします。

3 不正行為の申立に係る事案の調査

3-1 調査を行う機関

- ① 研究者に係る不正行為の申立があった場合、原則として、山口大学が申立された事案の調査を行います。
- ② 対象研究者が山口大学以外に複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が申立された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとします。
- ③ 山口大学に所属する研究者が山口大学と異なる研究機関で行った研究活動に係る申立があった場合、山口大学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、申立された事案の調査を行います。
- ④ 山口大学を既に離職した研究者が、山口大学在職時に行った研究活動に係る不正行為の申立を受けた場合、現に所属する研究機関と山口大学とが合同で申立された事案の調査を行うものとします。離職した研究者が、どの研究機関にも所属していないときは、申立された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた山口大学において申立された事案の調査を行います。
- ⑤ 上記①から④までによって、申立された事案の調査を行うこととなった際は、対象研究者が山口大学に現に所属しているかどうかにかかわらず誠実に調査を行います。
- ⑥ 対象研究者の調査開始や申立された事案に係る研究活動を行っていた時期が不明及び調査を行うべき調査実施が極めて困難である場合において、他機関が調査を行うこととなった場合、当該機関から調査の協力を求められたときは、山口大学は誠実に協力します。
- ⑦ 山口大学は他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求める場合があります。

3-2 申立に対する調査体制・方法

(1) 予備調査

- ① 山口大学は申立を受けた後速やかに、申立された不正行為が行われた可能性、申立の際示された理由の論理性、又は申立された事案に係る研究活動の公表から申立までの期間が各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間若しくは対象研究者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど、申立内容の合理性及び調査可能性等について予備調査を行うため、予備調査会を設置します。
- ② 申立がなされる前に取り下げられた論文等に対する申立に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経費・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとします。
- ③ 予備調査会は、申立を受け付けてから 20 日以内に本調査を行うか否かの意見を

付して、調査部会及び委員会に報告します。申立がなされた事案が本格的な調査をすべきものと委員会が判断した場合、本調査を行います。

- ④ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに申立者に通知するものとし、この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び申立者の求めに応じ開示するものとし、

(2) 本調査

① 通知・報告

(ア) 本調査を行うことを決定した場合、委員長は申立者及び対象研究者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めます。対象研究者が山口大学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知します。申立された事案の調査に当たっては、申立者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や対象研究者に申立者が特定されないよう周到に配慮します。

(イ) 当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨を報告します。

(ウ) 本調査の実施は決定後 30 日以内に開始します。

② 調査体制

(ア) 本調査は、山口大学に属さない外部有識者を含む調査会で行われます。この調査会は、調査員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査員は、申立者及び対象研究者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を持たない者とし、

(イ) 調査会を設置したときは、調査員の氏名や所属を申立者及び対象研究者に示すものとし、これに対し、申立者及び対象研究者は、調査員に異議がある場合、通知を受けてから 10 日以内に調査会に異議申立をすることができます。異議申立があった場合、調査会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立に係わる調査員を交代させ、申立者及び対象研究者に通知します。

③ 調査方法・権限

(ア) 本調査は、申立された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施されます。この際、対象研究者の弁明の機会は担保されます。

(イ) 申立された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査会が再実験などにより再現性を示すことを対象研究者に求める場合、又は対象研究者自らの意思によりそれを申出て調査会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含みます。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、これを行います。その際、調査会の指導・監督の下に行うこととします。

(ウ) 上記(ア)、(イ)に関して、委員会は調査会の調査権限について定め、関係者に周知します。この調査権限に基づく調査会の調査に対し、申立者及び対象研究者などの関係者は誠実に協力しなければなりません。また、山口大学以外の機関において本調査がなされる場合、当該機関に協力を要請します。

④ 本調査の対象となる研究活動

本調査の対象には、申立された事案に係る研究活動のほか、調査会の判断により調査に関連した対象研究者の他の研究活動も含めることができます。

⑤ 証拠の保全措置

本調査にあたっては、申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとります。また、山口大学が申立された事案に係る研究活動が行われた調査機関となっていないときは、調査機関の要請に応じ、申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとります。これらの措置に影響しない範囲であれば、対象研究者の研究活動を制限を行いません。

⑥ 本調査の中間報告

資金配分機関の求めがあれば、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出することが出来ることとします。

⑦ 本調査における研究又は技術上の情報の保護

本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮します。

3-3 認定

(1) 認定

① 委員会は調査の開始後、概ね5ヶ月以内に、不正行為が行われたか否かを認定します。

② 調査会は、上記①の期間を目安として調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著名の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定します。

③ 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとします。また、この認定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えなければならないものとします。

④ 上記②又は③について認定を終了したときは、委員会は直ちに学長に報告します。

(2) 不正行為の疑惑への説明責任

調査会の調査において、対象研究者が申立された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければなりません。

(3) 不正行為か否かの認定

① 調査会は、上記(2)により対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行います。証拠の証明力は、調査会の判断に委ねられますが、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断します。なお、対象研究者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することは行いません。

② 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定されます。

また、対象研究者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示さないときも同様とします。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではありません。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や対象研究者が所属する、又は申立に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とします。

③ 上記(2)の説明責任の程度及び上記②の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査会の判断に委ねられるものとします。

(4) 調査結果の通知及び報告

① 委員会は、調査結果を速やかに申立者及び対象研究者に通知するものとします。また、対象研究者が山口大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知します。

② 上記①に加えて、委員会はその事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとします。

③ 悪意に基づく申立との認定があった場合、委員会は申立者の所属機関に通知します。

(5) 不服申立て

- ① 不正行為と認定された対象研究者は、通知を受けた日から 10 日以内に不服申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできません。
- ② 申立が悪意に基づくものと認定された申立者（対象研究者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく申立と認定された者を含みます。）は、その認定について、上記①の例により不服申立てをすることができます。
- ③ 不服申立ての審査は調査会が行います。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査員の交代若しくは追加、又は調査会に代えて他の者が審査を行います。ただし、委員会が当該不服申立について調査会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではありません。
- ④ 不正行為があったと認定された場合に係る対象研究者による不服申立てについて、調査会（上記③の調査会に代わる者を含む。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定します。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに対象研究者に当該決定を通知します。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査会が判断するときは、以後の不服申立てを受けつけないこととします。

上記①の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めます。なお、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができることとします。その場合には直ちに対象研究者に当該決定を通知します。
- ⑤ 対象研究者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、申立者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とします。
- ⑥ 調査会が再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、当該結果を対象研究者、対象研究者が所属する機関及び申立者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告を行います。
- ⑦ 上記②の悪意に基づく申立と認定された申立者から不服申立てがあった場合、申立者が所属する機関及び対象研究者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。
- ⑧ 上記②の不服申立てについては、調査会は 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに報告します。また、当該結果を申立者、申立者が所属する機関及び対象研究者に通知します。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告を行います。

(6) 調査結果の公表

- ① 山口大学は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合、速やかに調査結果を公表します。
- ② 山口大学は、不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として調査結果の公表は行いません。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意による誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとします。また、悪意に基づく申立の認定があったときについても、調査結果を公表するものとします。
- ③ 上記①、②の公表する調査結果の内容（項目等）は別に山口大学の定めるところによるものとします。

(7) 申立者及び対象研究者に対する措置

- ① 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、山口大学は内部規定に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとします。
- ② 山口大学は、申立が悪意に基づくものと認定された場合、申立者が山口大学に属する者であるときは、当該者に対し、就業規則及び学則等に基づき適切な処置を行います。

附 記

- 1 このガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関するガイドラインは、廃止します。

調査結果報告書

□ 経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（※「申立場合はその内容・時期等」）
- 調査に至った経緯等

□ 調査

- 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
 - ・調査方法・手順（例：書面調査〔該当研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む）、開催日時・内容等

□ 調査の結果（特定不正行為の内容）

- 認定した不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
- 不正行為に係る研究者（※共謀者を含む）
 - ①不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ②不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- 不正行為が行われた経費・研究課題
（競争的資金等）
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号

〈基盤的経費〉

・運営費交付金

○不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）

・手法

・内容

・不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその使途

○調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

調査機関がこれまで行った措置の内容

（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

不正行為の発生要因と再発防止策

○発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規定の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）

○再発防止策